

「地域密着型通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第4572001032号)

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 博愛 |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋763-1 |
| (3) 電話番号 | 0983-35-3465 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 是澤 恭子 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) サービスの種類 | 指定通所介護事業所 平成22年6月1日指定 宮崎県4572001032号 地域密着型通所介護事業 平成28年6月1日指定 |
| (2) 事業所の名称 | デイサービス ほおのき |
| (3) 事業所の所在地 | 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋763-1 |
| (4) 電話番号 | 0983-35-3465 |
| (5) 事業所長 | 管理者 大山 広美 |
| (6) 利用定員 | 16人 |

3. 事業の目的及び運営方針

- (1) 要介護状態等になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

4. 職員体制

| 従事者の職種 | 員数 | 区 分 | | | | 指定の基準 | 保有資格 |
|--------|----|-----|----|-----|----|-------|------------------|
| | | 常 勤 | | 非常勤 | | | |
| | | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | | |
| 管理者 | 1 | | 1 | | | 1 | 介護福祉士 |
| 生活相談員 | 1 | | 1 | | 3 | 1 | 介護福祉士 介護支援専門員 |
| 介護職員 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 介護福祉士 |
| 看護職員 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 准看護師 看護師 |

※但し、各職種基準人員を超える場合あり。

5. 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤 務 体 制 |
|-------|-------------------|
| 管理者 | 勤務時間 8時30分～17時30分 |
| 生活相談員 | 勤務時間 8時30分～17時30分 |
| 介護職員 | 勤務時間 8時30分～17時30分 |
| 看護職員 | 勤務時間 8時30分～17時30分 |
| 調理職員 | 勤務時間 9時00分～13時00分 |

6. 営業日及び営業時間、利用の申し込み窓口

- (1) 営業日 毎週 月曜日から日曜日まで
- (2) 休日 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) 提供時間 9時から17時00分まで
- (4) 申し込み窓口 窓口担当 管理者 大山 広美
- (5) 受付時間 8時30分から17時30分まで

7. サービスの実施地域

高鍋町

8. 指定地域密着型通所介護サービスの概要

介護保険給付対象サービス（契約書第4条参照）

| 種 類 | 内 容 |
|----------|---|
| 食事 | <p>栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。但し、食事の提供に要する費用は給付対象外ですので、料金を頂きます。</p> <p>食事時間 昼食 12時から13時</p> |
| 排泄 | <p>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。</p> |
| 入浴 | <p>入浴前に入浴が可能かどうか健康チェックを必ず行ないます。</p> |
| 機能訓練 | <p>利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</p> |
| 健康管理 | <p>緊急時等必要な場合には主治医に責任を持って引き継ぎます。</p> |
| 相談及び援助 | <p>当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を致します。</p> <p>相談窓口 大山 広美</p> |
| 社会生活上の便宜 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設での生活を実りあるものとする為、適宜レクリエーション行事を企画いたします。 ・主なレクリエーション 月間行事計画に沿って実施します。季節行事、ドライブ（花見、買い物等）、レクリエーションによっては、レクリエーション費用を本人に負担して頂く場合があります。 ・利用者や家族の要望を取り入れ、楽しみと生きがいを見だし自分らしさを取り戻していただきます。 |
| 送迎 | <p>通所介護を利用される方は、指定された日に送迎車で送迎を致します。</p> |

9. サービス利用料金（1回あたり）（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証による）をお支払いください。（下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度によって異なります）

（1）介護保険給付対象のサービス

所要時間 3時間以上 4時間未満

| 要介護度 サービス料金 | 自己負担額 (1割負担) | 自己負担額 (2割負担) | 自己負担額 (3割負担) |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 要介護1 (4, 160円) | 416円 | 832円 | 1, 248円 |
| 要介護2 (4, 780円) | 478円 | 956円 | 1, 434円 |
| 要介護3 (5, 400円) | 540円 | 1, 080円 | 1, 620円 |
| 要介護4 (6, 000円) | 600円 | 1, 200円 | 1, 800円 |
| 要介護5 (6, 630円) | 663円 | 1, 326円 | 1, 989円 |

所要時間 4時間以上 5時間未満

| 要介護度 サービス料金 | 自己負担額 (1割負担) | 自己負担額 (2割負担) | 自己負担額 (3割負担) |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 要介護1 (4, 360円) | 436円 | 872円 | 1, 308円 |
| 要介護2 (5, 010円) | 501円 | 1, 002円 | 1, 503円 |
| 要介護3 (5, 660円) | 566円 | 1, 132円 | 1, 698円 |
| 要介護4 (6, 290円) | 629円 | 1, 258円 | 1, 887円 |
| 要介護5 (6, 950円) | 695円 | 1, 390円 | 2, 085円 |

所要時間 5時間以上 6時間未満

| 要介護度 サービス料金 | 自己負担額 (1割負担) | 自己負担額 (2割負担) | 自己負担額 (3割負担) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 要介護1 (6, 570円) | 657円 | 1, 314円 | 1, 971円 |
| 要介護2 (7, 760円) | 776円 | 1, 552円 | 2, 328円 |
| 要介護3 (8, 960円) | 896円 | 1, 792円 | 2, 688円 |
| 要介護4 (10, 130円) | 1, 013円 | 2, 026円 | 3, 039円 |
| 要介護5 (11, 340円) | 1, 134円 | 2, 268円 | 3, 402円 |

所要時間 6時間以上 7時間未満

| 要介護度 サービス料金 | 自己負担額 (1割負担) | 自己負担額 (2割負担) | 自己負担額 (3割負担) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 要介護1 (6, 780円) | 678円 | 1, 356円 | 2, 034円 |
| 要介護2 (8, 010円) | 801円 | 1, 602円 | 2, 403円 |
| 要介護3 (9, 250円) | 925円 | 1, 850円 | 2, 775円 |
| 要介護4 (10, 490円) | 1, 049円 | 2, 098円 | 3, 147円 |
| 要介護5 (11, 720円) | 1, 172円 | 2, 344円 | 3, 516円 |

所要時間 7 時間以上 8 時間未満

| 要介護度 サービス料金 | 自己負担額 (1 割負担) | 自己負担額 (2 割負担) | 自己負担額 (3 割負担) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 (7, 530 円) | 753 円 | 1, 506 円 | 2, 259 円 |
| 要介護 2 (8, 900 円) | 890 円 | 1, 780 円 | 2, 670 円 |
| 要介護 3 (10, 320 円) | 1, 032 円 | 2, 064 円 | 3, 096 円 |
| 要介護 4 (11, 720 円) | 1, 172 円 | 2, 344 円 | 3, 516 円 |
| 要介護 5 (13, 120 円) | 1, 312 円 | 2, 624 円 | 3, 936 円 |

所要時間 8 時間以上 9 時間未満

| 要介護度 サービス料金 | 自己負担額 (1 割負担) | 自己負担額 (2 割負担) | 自己負担額 (3 割負担) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 要介護 1 (7, 830 円) | 783 円 | 1, 566 円 | 2, 349 円 |
| 要介護 2 (9, 250 円) | 925 円 | 1, 850 円 | 2, 775 円 |
| 要介護 3 (10, 720 円) | 1, 072 円 | 2, 144 円 | 3, 216 円 |
| 要介護 4 (12, 200 円) | 1, 220 円 | 2, 440 円 | 3, 660 円 |
| 要介護 5 (13, 650 円) | 1, 365 円 | 2, 730 円 | 4, 095 円 |

サービス加算料金

| サービス内容 サービス料金 | 自己負担額 (1 割負担) | 自己負担額 (2 割負担) | 自己負担額 (3 割負担) |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 入浴介助 (Ⅰ) (400 円/日) | 40 円 | 80 円 | 120 円 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (60 円/回) | 6 円 | 12 円 | 18 円 |

送迎を行わない場合の減算について

ご契約者が自ら通う場合やご家族が送迎を行い、当事業所が送迎を実施していない場合は、通所介護費から減算を行います。

▲ 47 単位/片道

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)

介護サービス利用料金 (自己負担額) の 9.0% に相当する金額が加算されます。
尚、食費は介護保険給付対象外ですので、これに含まれません。

(自己負担額の合計) × 9.0% = 介護職員等処遇改善加算の金額

※サービス体制強化加算と介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) は区分支給限度基準額に含まれない費用です。

※負担割合が 2 割の場合は、自己負担額は基本サービス費に加算・減算額を計算した合計額の 2 倍となります。3 倍の場合もあります。

(2) 介護保険給付対象外のサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。現在、昼食1回につき450円を負担していただいております。食事の準備後に食欲不振・体調不良等で食事ができなかった場合には、昼食代450円をいただきますが、体調等考慮し、昼食相当分の代替食を提供いたします。

②通常の事業実施区域以外への送迎

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との送迎費用を頂く場合があります。

③レクリエーション、クラブ活動費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂く事ができます。材料代等の実費を頂くことがあります。

(3) 利用料のお支払方法（契約書第7条参照）

利用料金、費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までにお支払ください。

(4) 利用の中止（契約書第8条参照）

当日の利用を中止される場合は、午前9時までに当事業所へ申し出てください。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けています。

- ・苦情受付窓口（担当者）

[管理者] 大山 広美

- ・受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスをホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・高鍋町役場 健康保険課

所在地 児湯郡高鍋町大字上江8437

電話番号 0983(26)2008 FAX0983(23)6303

- ・国民健康保険団体連合会

所在地 宮崎市下原町231-1

電話番号 0985(35)5301 FAX0985(25)0268

- ・宮崎県社会福祉協議会

所在地 宮崎市下原町2-22

電話番号 0985(22)3145 FAX0985(27)9003

1 1. 非常災害時の対策

| | |
|----------|--|
| 非常時の対応 | 別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。 |
| 近隣との協力 | 非常時には相互の応援を仰ぐことになっています。 |
| 平常時の防災訓練 | 別途定める当施設の消防計画にのっとり、避難訓練を利用者の方も参加して実施します。 |

*カーテンは防炎加工してあるものを使用。

| | | | | |
|------|-----|----|--------|----|
| 防災設備 | 消火器 | 有り | ガス漏報知器 | 有り |
|------|-----|----|--------|----|

1 2. 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

1 3. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施

(4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(5) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

1 4. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

①事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 5. 当事業所ご利用の際に留意頂く事項

(1) 居宅、設備、器具の利用

事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

(2) 喫煙、飲酒

喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。

飲酒はたしなむ程度にお願いします。

(3) 迷惑行為等

騒音等の他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

(4) 宗教、政治、販売活動

事業所内での宗教、政治活動はご遠慮下さい。

また、事業所内での物品等販売は事前に相談頂き、許可を得てから行って下さい。

1 6. 個人情報保護の利用目的について

デイサービスほおのきでは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) デイサービスほおのき内部での利用目的

① 当施設が利用者等に提供する介護サービス

② 当施設が実施する行事に係る次のもの

- ・ 行事予定表（毎月のお便り）での誕生者紹介及び施設内掲示
- ・ 行事時の写真撮影及び施設内掲示

③ 介護保険事務

④ 介護サービスに係る当施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・ 利用登録や利用登録削除の管理
- ・ 会計、経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ 利用者の診療等に当たり、医師の意見や助言を求める場合
- ・ 家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険などの係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- (1) 当施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持又は改善の基礎資料
 - ・ 当施設等において行なわれる学生等の実習への協力
 - ・ 当施設において行なわれる事例研究
- (2) 他の事業所等への情報提供に係る利用目的
 - ① 当施設の管理運営事業のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供

1 7. 個人情報保護に対する基本方針について

株式会社 博愛（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

(1) 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をする医療、介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行なう事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督を行います。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行ないます。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または棄損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、こちら（個人情報担当窓口電話0983-35-3465）までお問い合わせ下さい。

(4) 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

18. 個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、本契約者及び契約代理人は、株式会社 博愛が、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- ②利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門委員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体との連絡調整のため。
- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- ⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦その他サービス提供で必要な場合
- ⑧国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき。
- ⑨上記各号に関わらず、人の生命、身体又は財産の保護のため必要のある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。

(3) 使用条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

地域密着型通所介護サービスの提供に開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 管理者 氏名 大山 広美 印

私は、本署名に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

利用者の家族 住所

氏名

(続 柄)

地域密着型通所介護利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と株式会社 博愛（以下「事業者」という。）は、契約者がデイサービスほおのき（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙「(サービス利用書)」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って契約者の通所介護計画を作成するものとする。
- 2 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとする。
- 3 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、若しくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合にも、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を越える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するもの。
- 3 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払

第7条（サービス利用料金の支払）

1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：各利用者の負担割合に応じた額）を事業者を支払うものとします。

但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険料から払い戻されます。「償還払い」）

2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。

4 契約者は、サービス利用料金をサービスの利用終了時又は1ヶ月を限度に支払うものとします。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

1 契約者は利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るよう努めるもの。

2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条（利用料金の変更）

1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

1 事業者及びサービス従事者はサービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮するものとします。

2 事業者は契約者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の医師、看護職員、若しくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び契約者から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 契約者の義務

第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第13条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第14条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合には、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第6章 契約の終了

第17条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとする。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 契約者が施設入所した場合
 - 三 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援1、要支援2又は自立と判定された場合
 - 四 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 五 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
 - 六 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 七 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第18条（契約者からの中途解約等）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第9条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合

三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第19条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第20条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第21条（精算）

第17条第2号から第4号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第7章 その他

第22条（契約当事者の変更）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第3者に契約者を変更することに同意します。

第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名の上各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋763-1

事業所名 デイサービス ほおのき

代表者氏名 株式会社 博愛
代表取締役 是澤 恭子

契約者 住 所

氏 名

契約者の家族
(代理人) 住 所

氏 名